

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年二月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年三月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三
十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項及び第四條
第一項並びに特別會計に關する
法律（平成十九年法律第二十三
号）第四十六條第一項、第四十
七條及び第六十二條第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入

三 振替法の適用等

四 発行方法

し、価格競争入札において募入

二十

弘者

込期日

平成二十六年二月六日